基本協定書

新潟県企業局（以下「甲」という。）と糸魚川市（以下「乙」という。）は、甲が所有する放射性セシウムを含む工業用水道汚泥（以下「工水汚泥」という。）の処理に係る手続の基本的な事項に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲が実施する工水汚泥の処理委託に係る一般競争入札において、糸魚川市内に処理施設を有する者又は糸魚川市内で処理する可能性がある者が落札した場合に、糸魚川市内において適正かつ円滑に工水汚泥を処理することを目的とする。

（三者協定）

第２条　甲は、糸魚川市内で工水汚泥の処理を開始する前に、別紙「工業用水道汚泥処理に関する基本協定書」（以下「三者協定」という。）を締結する。

（入札に付する条件）

第３条　甲は、前条の三者協定締結を確実に行うため、工水汚泥の処理に係る一般競争入札の公告において次の条件を付し、落札者に三者協定の締結を義務付ける。

（記載する条件
落札者は、工水汚泥処理に必要な協定（自治体等と締結するもの）の締結が整わない場合は、本業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89条）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。）

（三者協定の不成立）

第４条　甲は、第２条に定める三者協定を締結できない場合は、落札者に糸魚川市内で工水汚泥の処理を行わせてはならない。

（地域への説明）

第５条　本協定締結後、三者協定締結までの間において地域への説明が必要な場合は、甲乙協力してこれを実施する。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和２年３月31日までとする。ただし、甲乙協議のうえ変更することができる。

（解除）
第７条　本協定は、甲乙協議のうえ、解除することができる。

（その他）
第８条　本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別に定める。

本協定の成立を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 31 年４月 26 日

住　　所　新潟市中央区新光町４番地１
甲　　新潟県企業局
企業管理者　　桑　原　　勝　史

住　　所　糸魚川市一の宮１丁目２番５号
乙　　糸魚川市
糸魚川市長　米　田　　徹